



## 長野県教育委員会訓令第7号

東筑摩郡本城村立本城小学校  
 東筑摩郡坂北村立坂北小学校  
 東筑摩郡坂井村立坂井小学校  
 本城村坂北村  
 中学校組合立聖南中学校  
 麻績村坂井村  
 学校組合立筑北中学校

平成17年10月11日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年10月6日

長野県教育委員会

平成17年10月10日において、現に次の表の左欄に掲げる村又は組合の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる村又は組合の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

| 左 欄  | 右 欄        |
|--|------------|
| 東筑摩郡本城村<br>東筑摩郡坂北村<br>東筑摩郡坂井村<br>本城村坂北村中学校組合 | 筑北村        |
| 麻績村坂井村学校組合                                   | 麻績村筑北村学校組合 |

義務教育課